

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

- ① 市町村の一般廃棄物処理施設の整備・維持管理への助言
- ② 市町村の一般廃棄物処理計画の見直しの際の助言

(1) 事業目的

一般廃棄物の処理は市町村の責務となっており、市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により一般廃棄物処理計画を定め、同計画に基づき、適正処理を推進するとともに、同計画に沿って施設整備を進めます。県は市町村の取組の支援を行うことで、一般廃棄物の適正処理の推進及び、施設整備の確保を図ります。

(2) 取組状況

市町村が廃棄物の適正処理を推進するため施設整備を行う際や、一般廃棄物処理計画の見直しを実施する際に、必要な技術的助言を行っています。

また、処理施設の維持管理が適正に行われるよう、適宜立入検査を行っています。

令和4年3月に、持続可能な適正処理の確保に向けて、「島根県ごみ処理広域化・集約化計画」を改定しました。令和4年度は当該計画に基づき、東部・西部・隠岐の各ブロックに市町村、一部事務組合及び保健所を構成機関とする協議会を設置し、ブロック毎に会議を開催し有益な情報共有や意見交換等を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-5261